

2025年度 安全衛生管理計画書

安全衛生方針

奥村組は、「進捗第一」になりかねない施工を排して、「真の安全第一」を追求し、労働災害の撲滅を図るとともに、安全で快適な職場環境を形成する。

- 1. 人命尊重、安全最優先に徹する。
- 2. 全職員・協力会社が一体となって、主体的、計画的に安全衛生活動を推進する。
- 3. 労働安全衛生法その他の関係法令および当社の規程を順守する。
- 4. 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に運用する。

災害防止スローガン
先人の教えを伝える「安全十戒」
現場で活かして 築こうゼロ災職場

全社安全衛生目標

死亡災害 ゼロ
度数率 0.50以下

重点実施事項

- 1. 「安全最優先」意識の強化** （実施要領 参照）
- ① 『奥村組安全十戒』による安全意識の向上
 - ② 「徹底すべき5つのこと」の遵守
 - ③ 「落ち着いて、ゆっくり、確実に」の励行による不安全行動の排除
 - ④ 高齢者・外国人労働者の災害防止対策の徹底
 - ⑤ 教育ツールを積極的に活用する・させる
 - ⑥ 「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」の徹底
 - ⑦ 『4H』（はじめて、へんこう、ひさしぶり、holiday（休日/時間外/夜間））作業時の安全管理の徹底
- 2. 三現主義の徹底（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立）**（実施要領 参照）
- ① 安全第一のための適正な人員配置とリスク低減措置の実施
 - ② 重点管理施工計画（施工計画検討書）の実施状況確認
 - ③ 労働災害・事故等の原因究明と再発防止策の充実
- 3. 墜落・転落災害防止対策の強化** （実施要領 参照）
- ① あらかじめ高所作業を回避する施工計画/作業手順の立案および実施
 - ② 墜落・転落災害防止に関する具体的施策の実施
 - ③ 低所からの墜落・転落災害防止対策の実施

- 4. 機械設備はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の強化**（実施要領 参照）
- ① 異常発生時における作業手順の遵守
 - ② 機械設備の物理的防護設備の充実
 - ③ 施工計画検討時における防護設備の設置検討
 - ④ パトロールによる災害防止対策の実施状況の確認
- 5. 重機・クレーン等災害防止対策の強化** （実施要領 参照）
- ① 充実した作業計画書／作業手順書の作成と安全管理の徹底
 - ② 重機と作業員の接触防止ルールの厳守
- 6. 飛来・落下災害防止対策の強化** （実施要領 参照）
- ① 立入禁止区域の想定と措置の実施
 - ② 資機材・仮設物等の定期的な点検の実施
 - ③ 適切な玉掛け作業の実施
 - ④ 上下作業禁止の徹底
- 7. 火災事故防止対策の順守** （実施要領 参照）
- ① 「火災事故防止に関する管理基準」に基づく管理の徹底

日常的な安全衛生活動					(本社の活動)				
1. 労働安全衛生マネジメントシステム文書の管理 ①システム文書（マニュアル、要領）の制定、改定 ②基準・標準類の制定、改定 2. 本社内部監査の管理 ①本社内部監査（安全衛生）の計画、実施、総括 3. 中央安全衛生環境委員会パトロールの管理 ①中央安全衛生環境委員会パトロールの計画、実施、総括 4. 社長、本部長マネジメントレビューの事務局 ①総括内容、手順の標準化の推進 ②社長及び本部長レビュー結果の展開、周知 5. 中央安全衛生環境委員会の事務局 ①中央安全衛生環境委員会の開催、運営、協議内容の展開 ・委員会の活性化（協議項目の見直し） 6. 安全衛生に関する教育の管理 ①職員安全衛生教育の全社計画の立案 ②職員安全衛生教育および安全体感教育の実施 ③職員安全衛生教育カリキュラムの維持、管理 ④安全部門担当職員のレベルアップ（外部資格取得の推進）					7. 全社安全衛生管理計画の管理 ①全社安全衛生管理計画の立案、推進、評価 年度終了時に総括し、両支社との検討機会を確保 8. 労働災害への対応、指導、支援 ①全社で発生した労働災害の対応への支援 ②災害情報の収集、分析、水平展開ー「同じ過ちを繰り返さないために」 ③災害情報の災害防止支援システム（SAFE）へのデータ登録 ④安全衛生ニュース（定期、臨時）等の発行 ⑤安全パトロール結果を分析し、傾向と対策を立案 ⑥法令及び業界自主規範の改正、行政の動向等への迅速な対応 ⑦安全衛生に関する標語、ポスター、懸垂幕の製作、配付 ⑧奥村組重大災害カレンダーの作成、展開 ⑨ICTを活用した災害防止支援 9. 全社安全表彰、優良職長制度の事務局等 ①安全衛生表彰規程に基づく、工事所、協力会社従業員の表彰 ②「優良職長制度」の運営（本社事務局として） ③現場での好事例の収集・展開				

安全衛生行事											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国交通安全運動 (4/6～15)		全国安全週間 準備期間	全国安全週間 (7/1～7)		・全国労働衛生 週間準備期間 ・全国交通安全 運動(9/21～ 30)	全国労働衛生 週間 (10/1～7)	秋の全国火災 予防運動 (11/9～15)	建設業年末年始労働災 害防止強調期間 (12/1～1/15)		化学物質管理 強調月間	・年度末労働災害 防止強調月間 ・春の全国火 災予防運動 (3/1～7)
		夏期災害防止特別対策期間						年末年始災害防止強調期間			
				第1報通報訓練							
		(安全大会)							(新年祈願祭)		
		・社長表彰, ・支社店表彰 ・安全標語、 ポスター			・衛生標語 ポスター		支社店表彰				
中パト(随時)	中パト(随時)	中央委員夏期パトロール		中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)	中央委員年末パトロール		中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)
中央安全衛生 環境委員会 本部長MR	社長MR	中央安全衛生 環境委員会		中央安全衛生 環境委員会		中央安全衛生 環境委員会		中央安全衛生 環境委員会			中央安全衛生 環境委員会
職員安全衛生 教育(基礎)			職員安全衛生 教育(元方)		職員安全衛生 教育(統責)	職員安全衛生 教育(基礎・統 責向上①)	職員安全衛生 教育(基礎向 上・統責向上 ②)	職員安全衛生 教育(元方向 上・統責向上 ③)	安全体感教育		

(参考様式)

『安全最優先』意識の強化 実施要領

1. 趣 旨：近年の災害傾向において人的要因の占める割合は半数を占め、うち危険な行為やルール無視が6割を占めている。これらの災害を防止するためには、現場に携わる関係者一人ひとりが危険に対する感受性を高め、「真の安全第一」を追求し、高所作業時の安全帯使用・飛来落下の可能性のある場所への立入禁止等「安全最優先」の原点に立ち返り、安全の基本を遵守することが重要である。
2. 実施期間：2025年4月1日～2026年3月31日
3. 活動内容：
 - ①『奥村組安全十戒』による安全意識の向上
 - ・朝礼、日々の打合せ、特別安全日、安全衛生環境協議会等で繰り返し啓発する。
 - ・職員は、『奥村組安全十戒』手帳を積極的に活用し、過去の重篤災害を「他山の石」とし、自分事として受け止め、危険の芽を事前に摘み取る。
 - ②【徹底すべき5つのこと】の順守
 - i) 職員は、決められた手順通りに作業が行われているか確認する。
 - ・作業開始前に資格確認を現物（資格証等）にて行う。
 - ・ルール無視や軽視による災害や重篤化の可能性が高い事案をKY時等で啓蒙する。
 - ・職員や職長等はルール無視・軽視による行動の見逃し・見過ごしをなくす。
 - ii) 作業主任者は作業をせず、作業員の管理に徹する
 - iii) 省略・近道行為は厳禁
 - iv) 一人KY・指差し呼称を実施し、危険の芽を摘み取る
 - ・リスクアセスメント（作業に潜在するリスクを洗い出し、低減させる安全対策を講じることや作業方法の見直しを行うこと）手法により、KY活動、一人KYを作業前に必ず現地で実施する。また、作業内容を変更した場合は再度KY活動を実施する（業務標準「[現地KY活動の手引き](#)」）。
 - ・指差し呼称により、作業場所に危険がないことを事前確認してから作業を行う。
 - v) 統一された声掛け、合図によって作業する【複数名での作業時】
 - ③「落ち着いて、ゆっくり、確実に」の励行による不安全行動の排除
 - ・日常作業において「落ち着いて、ゆっくり、確実に」行動することの意識づけを図る。
 - ④高齢者・外国人労働者の災害防止対策の徹底
 - ・65歳以上の新規入場者に対して追加教育を実施する。（[通達 2018-18（安）「高齢者への追加教育実施と作業制限について」](#)）
 - ・[外国人労働者受入の手引き](#)を順守する。
 - ・外国籍労働者を入場させるときは、（[「通達 2022-23（安）外国人労働者の在籍資格確認手順の変更について」](#)）を順守させたいうえで入場させる。
 - ・外国人労働者を入場させるときは、所属会社に日本語理解度アンケートを実施させて、判定結果（ステッカーを貼付）を踏まえ適切な管理下に配置するよう指

導し、外国語版の新規入場者教育資料、安全看板等を準備のうえ、注意喚起や安全指導を行う。

⑤教育ツールを積極的に活用する・させる

- ・安全品質環境ポータルサイトに登録している教育ツールを職員のみならず、SB 社員や派遣社員の方の教育に使用する。また、関連団体等の資料を活用し安全意識の向上を図る。
- ・下記の災害防止ルールについては、関係者に遅滞なく教育を行う。
- ・[「安全帯不使用者の入場制限管理基準」](#)
- ・[「開口部の養生蓋に関する基準」](#)
- ・[「EV 乗場開口部に設置する安全柵の安全基準」](#)
- ・[「仮設で使用する『はしご』に関する基準」](#)

⑥[「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」](#)の徹底

- ・作業計画書／作業手順書の作成漏れをなくし、当日の作業内容の変更や前日の作業打合せで予定していない作業が発生した場合は、上記ルールを順守する。
特に稼働中の機械の整備を行う場合には、はさまれ・巻き込まれ防止対策として機械を停止し、第三者が電源を入れる事ができない措置をしてから作業を行う。
- ・緊急事態発生時には、まず自分自身の身の安全を確保した上で、「異常時こそ安全第一」を心掛けた対応を行う。

⑦『4 H』作業時の安全管理の徹底

- ・『4 H』（“はじめて、へんこう、ひさしぶり、holiday(休日/時間外/夜間)”の総称）作業があった場合には、職員や安全衛生責任者が立ち合い確認を行う。

「三現主義の徹底」（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立） 実施要領

1. 趣 旨：作業計画書・作業手順書の作成漏れや検討・周知不足に起因する災害が発生している。実施する作業手順に問題がないかを事前に確認し、作業途中であっても問題があれば作業を中止し、再検討を行う。また、作業内容や条件に変更があった場合には、安直に作業を継続することなく作業方法・手順を再検討した上で安全作業を実施させる。

前年度の災害事例

- ・土留を設置せずに掘削底に下りて埋設配管を設置していたところ、地山が崩壊して下半身が埋まり、右足首を負傷。（44 歳男性 休業日数 16 日）
- ・7 尺の脚立を使用して仮設樋を撤去中、切断した樋が落下して左肩に接触し、反射的に脚立から 1.8m 飛び降りた際、両足裏を負傷。（32 歳男性 休業 1 日）

2. 実施期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

①安全第一のための適正な人員配置とリスク低減措置の実施

- ・作業に必要な資格、年齢や健康状況、体型、適切な作業環境等を考慮した安全第一の適正配置となっているか確認する。

②重点管理施工計画（施工計画検討書）の実施状況確認

- ・施工計画検討会での検討事項・対応状況について安全衛生パトロールにおいて確認し、重点管理実施事項を確実に実行する。

③労働災害・事故等の原因究明と再発防止策の充実

- ・安全推進担当部長等が指定した労働災害・事故は、主導して「なぜなぜ分析」等を活用し、リスクアセスメントにより優先順位を付けて効果的で継続可能な対策を立案し実施する。
- ・安全衛生パトロール等での重篤災害に繋がりがねない指摘事項は、安全推進担当部長等の指示により、同上の分析手法にて原因を究明し、未然に災害を防止する。

「墜落・転落災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨： 昨年度も、墜落・転落災害による災害が多数発生している。うち1件は、何ら安全対策を実施することなく深さ 3.9mのピット内に墜落したものである。他にも、移動式足場や脚立、梯子等の比較的低い場所から墜落する事例が散見された。禁止事項の例外となる「やむを得ない場合」を拡大解釈することなく、実作業時の事前計画の充実・ルール順守・作業状況の監視・一人K Yの徹底等を確実に実施し、当災害の撲滅を図る。

前年度の災害事例

- ・ピットの床下点検口を開けた際、持ち上げた蓋を支えきれずに 3.9m下のピット底に墜落。(25 歳男性、休業 1 日)
- ・梯子上で作業を行い、作業を終えて梯子を降りていた時に足を滑らせて 1.2 m墜落 (51 歳男性、休業日数不明)
- ・基礎地中梁コンクリート打設準備中、基礎梁上でバランスを崩して墜落。(53 歳男性、休業 1 日)

2. 実施期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

- ①あらかじめ高所作業を回避する施工計画/作業手順の立案および実施
 - ・可能な限り、大組み、大払い工法にて足場組立解体作業を行い、高所からの墜落・転落災害の要因を減らす。
 - ・既存機器等を利用し無足場工法を計画する。
- ②墜落・転落災害防止に関する具体的施策の実施
 - ・『落ちない・落とさない』を基本とした、作業手順書作成の指導を行い、周知させ、作業状況を確認する。
 - ・足場組立時は安全設備を先行して設置し、高所作業では適切な安全帯取付設備を計画、設置し確実に使用する。
 - ・現場定点カメラ (Safie) 等を、墜落・転落の危険度が高い箇所や危険作業を把握しやすい箇所に設置し、注意喚起を図る ([2022 年 9 月 30 日通知「墜落・転落災害の防止対策の強化について \(クラウドカメラの設置に関して\)」](#))。
- ③低所からの墜落・転落災害防止の実施
 - ・安全帯に頼らない設備の事前検討と実施
 - ・禁止事項の例外となる「やむを得ない場合」を拡大解釈することなく、安易に【脚立や梯子】の使用を許可しない。
 - ・許可した場合の使用ルールを遵守させる。

「機械設備はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：コンクリートポンプ車、ベルトコンベアー等の機械設備を清掃、点検、維持管理する作業において、作動している回転部分等に手を入れ、負傷する重篤災害が頻発した。発生原因の一つに、危険であることは認識しているが咄嗟に手等の身体を入れてしまう行為がある。当災害を防止するために、メンテナンス作業においては確実に機械設備を停止する等の手順を徹底するとともに、保護カバー等の物理的防護設備およびインターロック装置等の充実を推進する。

前年度の災害事例

- ・コンクリートポンプ車の清掃作業において、ホッパー下部に付着していた骨材を除去しようとした際、ポンプを止めずに右手を入れたため手指を挟まれ切断した。
(36 歳男性 休業日数 13 日)
- ・焼却飛灰の固型化処理施設内で稼働中の飛灰搬送コンベヤにスプレー潤滑剤を塗布していたところ、右腕を同コンベアーに巻き込まれ負傷した。
(35 歳男性 休業日数 14 日)

2. 実施期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

①異常発生時における作業手順の遵守

- ・機械設備の異常時には、機械および作業を停止し、メインの電源を切る。
- ・担当者に連絡し、独断で行動してはならないことを工事関係者に周知徹底する。
- ・メンテナンス作業においては専用の工具を使用し、手等で直接触れないよう徹底させる。
- ・スローガン懸垂幕を工事所に掲げ、工事関係者へ機械設備を扱う際の危険意識を高める。

②機械設備の物理的防護設備の充実

- ・機械設備の作動部（回転・摺動等）にはカバー等の物理的防護を設ける。原則、インターロック装置・自動停止装置等も設ける。
- ・機械設備の作動部への接触および不用意な接近の禁止を徹底する。
- ・機械設備のメンテナンス時には、回転灯や警報装置等により、他の作業者にもメンテナンス作業中であることを明示する。

③施工計画検討時における防護設備の設置検討

- ・施工計画検討時に使用予定の機械設備の防護設備の設置を予め検討し、実際に機械設備を使用する前に設置状況を確認する。

④パトロールによる災害防止対策の実施状況の確認

- ・各パトロール時に、機械設備に対する作業計画、作業手順等、災害防止対策の実施状況を確認する。

「重機・クレーン等災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：重機やクレーン等災害は、発生すれば工事関係者だけでなく第三者を巻き込む重大災害となる。接触防止安全装置搭載の制度化、作業内容、作業条件を反映した作業計画／作業手順書等の様式改定等の各種施策の浸透により、防止対策への意識は高まっていると思われるが、今後も継続して関連災害を撲滅する。

前年度の事件事例

- ・解体用破砕機を装着した 0.7m³ 油圧ショベルにて、さらに別の破砕機を吊上げて旋回したところ、油圧ショベルが転倒した。（オペレーターは移動式クレーンの運転資格を保有していなかった） ※負傷者なし

2. 実施期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

①充実した作業計画書／作業手順書の作成と安全管理の徹底

- ・複数台の建設機械・クレーン等が関係する作業での作業内容、作業条件を反映した作業計画書／作業手順書の作成に関する指導および周知を行う。（説明用動画を O P S に掲載済）
- ・作業計画書に記載の計画指導事項をよく理解し順守されているか管理する。
- ・[「クレーン作業における安全確認事項」（通達 2011-01（安）参照）](#)の掲示、指導により周知、履行を徹底する。

②重機と作業員の接触防止ルール of 厳守

- ・[「建設機械への接触防止安全装置の搭載要綱」](#)に基づき運用する。
（機種選定については[東日本支社](#)・[西日本支社](#) 機電部ホームページを参照）
- ・[「重機と作業員の接触防止ルール」](#)の掲示、指導により周知、履行を徹底する。
- ・必要な運転資格を保有していることを新規入場時に確実に確認する。

「飛来・落下災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：資機材・仮設物等の飛来・落下に関する災害・事故が相次いでおり、重篤な結果となりかねない災害・事故も発生している。特に、工事区域外（高速および一般道路・歩道・鉄道軌道等）への飛来・落下は、第三者に被害を及ぼすことになり、社会的責任を問われる事案になるので、万全の対策を講じる。

前年度の災害事例

- ・ 軽鉄下地材（L=6.6m、32 本、1,170kg）を 25 t ラフタークレーンで 4F ステージ上へ荷上げしていた。トラックの荷台上で玉掛けをし、4F ステージレベルまで吊上げて旋回したところ、荷が崩れ地上へ落下した。その際、敷鉄板で跳ねた軽鉄下地材が付近で別の作業をしていた作業員に当たった。（38 歳男性 不休）

2. 実施期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

①立入禁止区域の想定と措置の実施

- ・ 飛来落下に対して“大丈夫だろう“というような安易な意識を持つ者を許さない指導を行う。
- ・ 飛来落下影響範囲を想定し、カラーコーン等を使用して立入禁止措置を徹底する。
- ・ 狭い場所で退避場所を確保できない場合は、落下養生設備等を用いて対応する。
- ・ 建屋内から外部への出口には一旦停止の表示をし、関係者が吊荷の下に立ち入ってしまうことの無いように対策を講じる。

②資機材・仮設物等の定期的な点検の実施

- ・ 落下すれば重大災害に繋がる資機材や仮設物等について、定期的な点検を実施し、不具合箇所があれば即座に対策を講じる。
- ・ 組立完了後の確認を確実にを行うと共に、落下による第三者災害発生の恐れがある場合は、落下養生設備等を設置する。
- ・ 不適切な玉掛けや吊り荷状態に異常が認められる場合には、クレーン作業を行わないようにクレーンのオペレーターに協力を依頼する。

③適切な玉掛け作業の実施

- ・ 作業計画および作業手順の検討では、全ての場面の玉掛け用具・玉掛け方法について検討する（特に縦吊り、一本吊り、特殊な吊り方）。
- ・ 吊上げ時の地切り確認（3・3・3 運動）及び吊荷の下の人払いを徹底する。

④上下作業禁止の徹底

- ・ 手渡しで材料を揚げ降ろしする際は、2 人以上直線状に並んで作業しない。

「火災事故防止対策の順守」 実施要領

1. 趣 旨：昨年度、火災事故は発生していない。だが、過去には当社の社会的信頼を失墜させるような事故も発生している。「忘れるな、過去に起こした火災事故」を肝に銘じ、引き続き再発防止に努めなければならない。

前年度の災害事例

【過去の火災事故】

- ・ 2009 年 12 月 2 日 (水) 16 時 7 分 晴れ
17 階建てマンション（躯体完了）の 1 階壁軽量鉄骨下地組立て中、固定のために行った溶接作業の火花が壁のウレタン吹付け面（補修部分）に引火。壁及びスラブ下吹付けウレタン、電線等を通じて延焼し、1 階及び 2 階の一部を焼失。この火災（熱、煙）で、E V シャフト内のゴンドラ（8 階付近）上で作業中の E V 工が死亡。（E V 工 25 歳） 当日の作業員の一部は屋上に避難し、ヘリコプターで救出された。

2. 実施期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

① 「火災事故防止に関する管理基準」に基づく管理の徹底

- ・ 火気使用時の可燃物除去、養生を徹底する。
- ・ 「火気使用願」の提出、「火気使用許可証」による管理を徹底する。
- ・ 消火器配置の周知、作業毎の消火器携帯を徹底する。
- ・ 使用するウレタン材料の性能確認を徹底する。
- ・ 可燃物取扱場所の立入り禁止措置を徹底する。
- ・ 新規入場者教育、作業打合せ、K Y 活動等での火気作業に対する連絡及び調整を徹底する。